「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、基本的人権が子どもに保障されるよう国際的に定めた約束ごとです。世界中の子どもが、健康的に安心して自分らしく豊かな子ども時代をおくれるように願い、世界の国々がともにつくりました。この条約には 54 条あります。
子どもの権利条約に書かれた権利は、大きく４つに分けられます。

生存（生きる権利）

子どもには病気やけがをしたら、適切な治療を受けられる権利があります。
子どもは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

関連する主な条項（第 6,24,25,26,27 条）

発達（育つ権利）

子どもには教育を受ける権利があります。また、休んだり遊んだりする権利や、自分らしく成長するために、様々な情報を得て、自分の考えや信じることが守られる権利があります。

関連する主な条項（第 7,8,9,10,11,18,21,28,29,31 条）

保護（守られる権利）

子どもにはあらゆる種類の差別や虐待、暴力、から守られる権利があります。
紛争下の子ども、障害のある子ども、少数民族や先住民族の子どもなどは特別に守られる権利をもっています。

関連する主な条項（第 19,20,22,23,30,32,33,34,35,36,37,38,39,40 条）

参加（参加する権利）

子どもには、自分の関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動する権利があります。他の人の権利を侵害したりしないようにそのときは、注意する必要があります。

関連する主な条項（第 12,13,14,15,16,17,31 条）

子どもの権利条約（フリー・ザ・チルドレン・ジャパン翻訳版）

1989 年国連で採択 1990 年国際条約として発効 日本は 4 月 22 日に批准し、1994 年 5 月 22 日に発効

前文

子どもには「権利」があるってことを、きみは知っているかな？「権利」は、すべての子どもに保障されるべきもので、すべての子どもが生まれながらに持っているとても大切なものなんだ。だから、一緒に子どもにはどんな「権利」があるのかこれから見ていこう。ここでは、世界中の子どもが健康的に安心して自分らしく過ごせることを願って、世界の国々が集まって 1989 年につくった「子どもの権利条約」の内容について紹介していくよ。ここで紹介する「子どもの権利」のひとつひとつの条文はどれも同じように大切で、どれ一つ欠けてもいけないんだよ。きみたち子どもが、子どもの権利の内容を知って、自分以外の子どもにも権利があることを理解して、きみが権利を使いながら有意義な自分らしい生活を送れることを願っているよ。

第 1 条　18 歳になるまではみんな子ども。
第 2 条　世界中の全ての子どもに、権利がある。だから、差別はダメ。
第 3 条　子どもにとっていちばんいいことを。
第 4 条　国には、「子どもの権利条約」を守る責任がある。
第 5 条　お父さんやお母さんには大切な役割がある。
第 6 条　きみには、生きる権利がある。
第 7 条　だれにでも名前や国籍がある。
第 8 条　きみは、世界で特別な一人。
第 9 条　子どもには、親と暮らす権利がある。
第 10 条　親と違う国に住んでいても、会うことや一緒に住む権利がある。
第 11 条　親の勝手で違う国に連れて行かれない権利がある。
第 12 条　きみには自分の意見や気持ちを周りに伝える権利がある。
第 13 条　きみには自分の考えや思いを表現する権利がある。
第 14 条　きみには何かを信じる自由がある。
第 15 条　仲間で集まる権利がある。
第 16 条　自分の秘密を守る権利がある。
第 17 条　知りたいことを知る権利がある。
第 18 条　お父さんとお母さん両方に子どもを育てる責任がある。
第 19 条　子どもは親から暴力や暴言を受けない権利がある。
第 20 条　家庭で暮らせない子どもは特別な支援を受ける権利がある。
第 21 条　養子になる子どものことを第一に。
第 22 条　自分の国にいられなくなった子どもへの支援。
第 23 条　障害のある子どもは特別な支援を受ける権利がある。
第 24 条　病気になったら治療を受けられる権利がある。
第 25 条　入院したり施設で安全で安心な生活を送る権利がある。
第 26 条　生活が苦しい家庭の子どもは特別な支援を受ける権利がある。
第 27 条　人間らしく生きる権利がある。
第 28 条　きみには、教育を受ける権利がある。
第 29 条　子どもが大切にされる教育を。
第 30 条　少数派や先住民族の子どもは自分の文化や信仰をもつ権利がある。
第 31 条　遊んだり休んだりする権利がある。
第 32 条　害のある仕事から守られる権利がある。
第 33 条　危険な薬から守られる権利がある。
第 34 条　性的な暴力から守られる権利がある。
第 35 条　誘拐から守られる権利がある。
第 36 条　子どもに害のあることはすべて禁止！
第 37 条　子どもへの死刑やごうもんは禁止。
第 38 条　戦争から守られる権利がある。
第 39 条　傷ついた子どもを元気に。
第 40 条　子どもを裁く時は特別な心くばりを。
第 41 条　この条約より良い法律はそのままで。
第 42 条　きみには「子どもの権利」を知る権利がある。
第 43 条～第 54 条　国や国際機関の役割。

FREE THE CHILDREN

認定 NPO 法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパンは世界のすべての人々が誰一人取り残されることなく、心もからだも健康で、自身の夢や希望を実現でき、国籍・宗教・年齢・性別・文化・障害の有無に関係なく、互いを認め合い、互いに勇気づける多様性のある社会をめざしています。